

# 請 書

令和 5年 7月31日



横浜市契約事務受任者  
契約番号 2325025035

所在地 横浜市鶴見区尻手 3-8-2  
商号又は名称 SKGマーケティング株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦



横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件名 国税通則・徴収法規集令和5年4月1日現在（中央経済社） 84冊 製品指定

契約区分  確定契約  概算契約（概算数量契約）

契約金額

百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 2 4 3 9 3 6

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十 億 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 2 2 1 7 6

免税業者

内 訳 (品名：品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式	221,760	221,760
合 計			221,760

納入場所（履行場所） 総務局物品事務集約課

納入期限（履行期限） 令和 5年 7月 31日 から 令和 5年 9月 29日 まで

前 金 払  しない  する

部 分 払  しない  する

部分払の基準  設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受領した日から起算して30日以内

契約約款の適用  物品供給契約約款  物品製造（印刷製本）請負契約約款  
 委託契約約款  修繕請負契約約款  
 賃貸借契約約款  設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。